

令和6年度

# 定期監査報告書

只見町監査委員

## 1. 監査を執行した監査委員名

只見町代表監査委員 吉津 文裕

只見町監査委員 鈴木 好行

## 2. 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

## 3. 監査の期間

令和6年10月16日、17日、29日の3日間

## 4. 監査の対象

一般会計、各特別会計の財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業の管理全般

## 5. 監査の方法

今回の監査は、主に令和6年度の財務に関する事務の執行状況について、その事務が法令に則り、適正かつ効率的に行なわれているかどうかを主眼に実施した。

また、担当課長から説明を聴取し効果ある監査の執行に努めた。

## 6. 監査対象

本年度の監査は、令和6年9月30日現在における財務に関する事務の執行状況について、次の事項に絞って監査を実施した。

- 1) 令和6年度主要事業の執行状況について
- 2) 歳出予算の執行状況について

## 7. 定期監査の結果

### 1) 総評

令和6年度一般会計予算9月末現在における予算の執行状況について、歳入は予算現額6,724,625千円（繰越含む）に対して、収入済額2,937,071千円、対予算収入率は43.67%で対前年度比4.00ポイント減である。なお、普通交付税2,902,444千円が決定している。

歳出全体における対予算支出済執行率は50.37%で、前年度比2.23ポイント減であるが、概ね適正に処理されていると判断した。

なお、事務事業の執行について、以下の意見を付している。

## 2) 意見

### ・第八次只見町振興計画策定について

「第七次只見町振興計画」を上位計画とし、各々の政策を実施してから今年で8年目となる。今年度は「第八次只見町振興計画」の策定に向け、アンケート調査等の準備作業に取り掛かっている。

「第七次只見町振興計画」による政策の実効性を考慮すると、人口ビジョンを下回る人口減少や町内経済の衰退、医療体制の弱体化などに歯止めをかけられないことから、残念ながら効果は薄かったと判断せざるを得ない。

「第八次只見町振興計画」策定には、この反省を活かし、十分な評価検証と、従来の策定方法を再検討し、実現可能な計画書を策定されたい。

### ・只見駅前複合施設について

只見駅前複合施設の建設が決定したが、運営に関する協議は今後深めていく段階である。商工会、地元商店、農業関係者、新規参入者、住民も含めた幅広い協議・検討の実施を求める。

第三セクターによる運営母体に対しては、人材確保・教育の準備を進めるとともに、指定管理料の適正な算定を行なうこと。

### ・介護施設の現状について

「特別養護老人ホーム」「只見町介護老人保健施設」において、「第9期介護保険事業計画」に基づき運営しているが、利用者の減少と介護職員の不足により、事業拡大が困難な現状であることを確認した。

このままでは施設の先行きに不安を残すことから、介護保険事業計画の見直しと、人材確保を含む医療・介護体制の確立を求める。